

会員の皆さまへ

12月1日以降、アナログ波の電波を発射すると電波法違反

400MHz帯アナログ簡易無線局の使用期限は、令和6年11月30日までとなっています。**12月1日以降、アナログ波の電波を発射すると電波法違反**となります。

アナログ簡易無線局には、ATIS(自動識別装置)が具備されていますので、総務省の電波監視システムにより、アナログ波の電波を発射している無線機器を容易に特定することが可能です。

会員の皆さまが担当されています免許人に対し、**誤ってアナログ波の電波を発射することのないよう**、再度、周知徹底のご協力をよろしくお願い申し上げます。